

# 平成19年度第2回庁議 会議録

[日 時] 平成19年5月1日(火) 午後1時～午後3時05分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 臨時議会について (関係部局)

(2) 平成19年度重要事業及び懸案事業について (関係部局)

(3) 平成19年度「創造の10年へ!5%の行政経営改革」について (関係部局)

3 連絡事項

(1) 新居浜市不当要求行為等防止対策要綱等の周知徹底について (総務部)

1 市長あいさつ

本日はメーデーがあり、午後からの庁議となりました。

連休の合間ですが、議題にもありますように、臨時市議会が5月8日招集告示、5月15日招集されます。また、引き続いて6月議会の対応も始まりますので、遺漏のないようにお願いします。

また、本日は、「重要事業及び懸案事項」、そして「創造の10年へ!5%の行政経営改革」と、重要な議題があがっております。いずれも、長期的な視野に立ったまちづくりの基礎となる部分ですので、趣旨を十分理解し、各部局長に指導力を発揮していただきたいと思います。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 臨時議会について

市長 臨時議会の議案について、総務部、企画部の順番で説明をお願いします。

<総務部、企画部長が、別添資料「第2回新居浜市議会臨時会議案概要」、「臨時議会報告第3号・第5号資料」、「臨時議会報告第4号資料」に沿って説明>

<総務部長>

総務部からは、報告第1号及び報告第2号、並びに追加提出予定の人事議案について、ご説明する。

まず、報告第1号、国民の保護に関する計画の報告について。「国民の保護に関する計画」につ

いては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」が平成16年9月に施行され、地方公共団体は、国が定める国民の保護のための実施に関する基本的な方針に基づき、外国からの武力攻撃や大規模なテロ等に際して、住民の生命、身体及び財産を保護し、その影響や被害が最小となるよう、その区域に係る「国民の保護に関する措置」を的確かつ迅速に実施し、総合的に推進する責務を有することとされたことから、同法第35条第1項の規定により「新居浜市国民保護計画」を作成いたしましたものである。本計画作成の経過についてであるが、昨年6月の市議会定例会における「新居浜市国民保護協議会条例」の制定を受けて、同協議会を設置し、11月に本計画（案）を諮問し、審議いただくとともに、パブリックコメントの実施、関係機関からのご意見を伺いながら検討を進めてきた。また、本年1月から、愛媛県との事前協議を進め、2月に開催した協議会において、本計画(案)についての了承を頂き、答申を得たことから、当該計画（案）をもとに、愛媛県知事との最終協議を経て、3月末に作成したところである。なお、本計画は、国から示されている「市町村国民保護モデル計画」を基本として、平成17年に国が策定した「国民の保護に関する基本指針」及び昨年3月に愛媛県が作成した「愛媛県国民保護計画」との整合を図っている。お手元に別冊で「新居浜市国民保護計画」を配布しているが、本計画は、第1編の「総論」から第6編の「地域特性に応じた避難」までの6編をもって構成している。内容の説明は省略させていただくが、武力攻撃事態や大規模テロ等の緊急対処事態など不測の事態が発生した場合には、本計画に基づき、国や県、関係機関と連携・協力し、的確かつ迅速に、本市における国民保護措置を実施する。今後、市政だよりやホームページ等により市民への周知に努めるとともに、庁内においては電子掲示板への掲載や職員研修等により職員に周知徹底していくのでご協力をお願いする。

次に、報告第2号、専決処分した事件の承認について。地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。改正内容の概要を説明する。まず、第1条の新居浜市税賦課徴収条例の一部改正については、個人市民税では、上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、租税条約の規定に基づく社会保険料控除の適用、法人市民税では、信託法の改正等に伴う所要の改正、たばこ税では特例税率の本則化、また、固定資産税関係は、住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置の創設などである。次に、第2条及び第3条の新居浜市都市計画税条例の一部改正については、法改正により引用条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行ったものである。なお、今回の改正に伴う市税への影響見込であるが、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税、いずれについても、税収への影響はほとんどないものと見込んでいる。

次に、追加提出を予定している人事議案について、ご説明する。まず、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事 井原敏克氏は平成19年3月31日をもって辞任し、藤崎茂氏は平成19年6月22日をもって任期が満了するので、新たに監事を任命するについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員 山本健十郎氏は平成19年5月1日をもって辞任するので、新たに委員を任命するに

ついて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜市監査委員の選任については、新居浜市監査委員 井上清美氏は平成19年5月1日をもって任期が満了するので、新たに委員を選任するについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、新居浜市消防委員会の委員 藤田幸正氏、加藤喜三男氏及び堀田正忠氏は平成19年5月1日をもって任期が満了するので、新たに委員を委嘱するについて、議会の同意を求めるものである。

<企画部長>

企画部からは、報告第3号から報告第5号について、ご説明する。

まず、報告第3号、専決処分した事件の承認については、平成18年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)についてである。今回の補正は地方消費税交付金、地方交付税等の額が確定したこと及び市債の最終見込が得られたことなどによる歳入歳出予算の補正である。歳入歳出の計それぞれ6億5,122万9千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ428億9,463万3千円とするものである。これを前年度同期と比較すると32億5,751万2千円、7.1%の減となっている。補正の内容についてご説明する。まず、歳入についてであるが、第1款、市税については法人市民税などの増によって2億円を追加している。内訳は、個人市民税が6,000万円の増、法人市民税が5,000万円の増、固定資産税が9,000万円の増である。第2款、地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までは、交付額等が確定したことにより財源補正をしたものである。第14款、国庫支出金については、公営住宅家賃収入補助金の減額である。第16款、財産収入については、土地開発基金運用収入の見込額の減による補正減である。第20款、市債については、最終処分場建設事業、港湾建設事業等の市債の額が確定したことによる増減を措置したもので1,760万円を増額するものである。次に、歳出について。第2款、総務費については、市税、地方交付税等の増額分を財政調整基金及び減債基金へ計6億5,000万円積立措置するものである。第3款、民生費については、国庫支出金の最終見込が得られたことに伴い老人保健事業特別会計への繰出金の追加措置により、213万7千円を増額するものである。第13款、諸支出金については、土地開発基金利子収入の見込減に伴い、土地開発基金繰出金を90万8千円減額するものである。

次に、報告第4号、専決処分した事件の承認については、平成18年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算(第3号)についてである。今回の補正予算は、墓園使用料等の最終見込みが得られたことに伴い財源補正及び平尾墓園管理基金への積立措置等をしたものであり、歳入の第1款、使用料及び手数料を487万円増額、第2款、繰入金を225万円減額、第3款、財産収入を7万円増額し、歳出の第1款、墓園管理費を345万円増額し、第2款、公債費を76万円減額するものである。

次に、報告第5号、専決処分した事件の承認については、平成18年度新居浜市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてである。今回の補正予算は、国庫支出金の最終見込が得られたことによる財源の補正であり、第2款、国庫支出金を213万7千円減額し、第4款、繰入金を同額増額するものである。

市長 国民保護計画については、報告だけで質疑はあるのか。  
総務部長 質疑はある。  
市長 臨時市議会では、挨拶があるのか。  
企画部長 議場出席者は、全員挨拶をすることになる。また、副市長の就任挨拶もある。5月14日にリハーサルを予定しているので、よろしく願いしたい。  
市長 何か質問はあるか。ないようなら、次の議題に移る。

## (2) 平成19年度重要事業及び懸案事業について

市長 平成19年度重要事業及び懸案事業について、新規、変更、削除を中心に、企画部から順番に説明をお願いする。

<企画部長から順番に、別添資料「平成19年度重要事業及び懸案事業一覧表」、「平成19年度重要事業及び懸案事業管理表」に沿って説明> (説明省略)

市長 何か質問等はあるか。  
副市長 企画部の総合健康運動公園構想についてであるが、河川占用の協議等は現在のところどの段階まで進んでいるのか。  
建設部長 河川法第24条による土地の占用についてはもともと許可を受けているが、工作物を新築するための河川法第26条の申請には、まだ至っていない。まず、固定式のものとは困難であるという中で、西条地方局を通じて河川課へ事前協議をあげており、この協議で概ね理解を得られれば、第26条の申請を行うこととなる。5月中には現地調査をしたいとのことで、県の担当者もいろいろ条件整備に努めていただいております。5月中にはある程度の方向性が出るのではないかと考えている。  
副市長 今は、県の担当者の段階ということか。  
建設部長 河川港湾局長さん、河川課長さんに、協議をお願いしているということは伝えている。  
市長 福祉部。慈光園及び東新学園の建替えについてであるが、何月ぐらいに福祉のまちづくり審議会の報告がまとまるのか。  
福祉部長 何月とはまだ決まっていない。福祉施設全体についての報告を待っていると遅くなるので、慈光園と東新学園についてはできる限り早く、中間報告という形でと考えている。  
市長 放課後児童クラブの建替えについてであるが、小学校の教室の利用は困難なのか。  
教育長 パソコン教室などを整備していきっており、余っている教室がない状況である。  
副市長 総務部の入札制度の改善についてであるが、事後審査公募型競争入札とは一般競争入札とはどう違うのか。  
総務部長 一番大きな違いは、一般競争入札は一定の条件を提示して、その条件に合致するかの資格審査を行い、その資格審査をクリアした業者が入札することになるが、事後審査公募型競争入札では、条件を提示して、まず入札してもらい、その結果、本来落札するであろうという業者について、本当に条件に合致しているかの審査を行い、その結果合致していれば、その業者に落札を決定するという仕組みになる。

副市長 内容を評価して決めるという評価制度とは、また違うということか。  
総務部長 総合評価方式とは違う制度である。  
市長 1億5千万円以上は、一般競争入札で行うのか。  
総務部長 そうです。1億5千万円以上は、条件を先に審査する一般競争入札で行うこととして  
いる。  
副市長 地域限定という条件も可能なのか。  
総務部長 それも条件とすることもあるが、1億5千万円以上では、なかなか地域限定を条件  
につけることはできない場合がある。  
市長 言い換えれば、1千万円未満だけが指名競争入札ということになるのか。  
総務部長 事後審査公募型競争入札の限度額を現行の3千万円超1億5千万円未満から、1千  
万円以上1億5千万円未満に改善できれば、そのようになる。  
副市長 電子入札については、早期に導入しようと考えているのか。  
総務部長 導入経費が1億円ぐらいかかるという試算がされており、現在の郵便による事後審  
査公募型競争入札と同じ効果であるのであれば、多額の経費をかけて導入する必要も  
ないのではないかという考えもある。ただそうは言っても、電子入札のメリットも十  
分あることから、四国中央市や西条市等との情報交換会を開催しており、そういった  
中で、例えば、県のシステムを共同で導入するとか、そういうことを含めて検討はし  
ていきたいと考えているが、いつから導入するとかまでには至っていない。  
市長 環境部。ごみ有料化についてであるが、有料化による使用料をどう使うか、環境政  
策でどのようなものに使っていくかということも関連してくると思うが。  
環境部 そうです。それも含めて、具体策を検討していきたい。  
市長 経済部の農林水産業の振興と地産地消の推進についてであるが、関連部局課として、  
学校給食課を、また、今後の指針（案）にも学校給食での地産地消の推進を入れなけ  
ればならないのではないか。  
経済部長 地産地消については、J A新居浜市も力を入れだしたばかりであるが、当然、学校  
給食における地場産品の活用は重要であると考えている。  
市長 学校給食課と連携を密にし、学校給食での地産地消のさらなる拡充を図っていただ  
きたい。  
建設部 建設部。上部東西線の整備についてであるが、道路の幅員は16mで計画されてい  
る。角野船木線は幅員を変更したが、15m、14mと変更することはできるのか。  
建設部長 基本的には道路構造令というものがある。もともと街路の標準幅員12mを16m  
へと道路構造令が変わったわけであり、それを仮に12mにするのであれば、道路構  
造令を変える必要がない。ただ、その時に補助をいただけるかどうかの協議をしなけ  
ればならなくなる。  
市長 道幅をどうするかという裁量の幅はでてきたのではないか。市で道幅を決めれるよ  
うになったのではないか。  
建設部長 道路構造令の変更により変わった。幅員を下げるということは協議が必要、例えば、

利用頻度の少ない道路の歩車幅の縮減や片側歩道とするなどについて、協議が必要となる。

収入役 上部東西線は都市計画決定をされており、幅員を変える場合は都市計画変更が必要になるのではないかと。

建設部長 都市計画の変更が必要である。

市長 上部東西線の幅員を狭くするという意味での発言ではない。歩道は必要と思うが、今、県道は右折レーンをつくるために歩道の幅は狭くなっている。これができるのであれば、どのようにでもなるのではないかとと思うが。

建設部長 交差点改良で歩道の幅を狭くしているところがあるが、それは右折レーン設置に伴う滞留区間の20～30mの間だけで、本来の歩道としての幅はそれなりに必要である。

副市長 道路構造令に従わなくても補助金がでるのか、従わないとでないのか確認しておいていただきたい。また、従わなくても、協議すれば補助金はでるのかどうか。

建設部長 先ほども言ったが、幅員を変更する場合は都市計画の変更が必要となる。西町中村線も同様であり、もともとJR線路の部分は上を越えるという計画であったが、現在はバイパスとの接道により、アンダーにしようとしている。その関係で取り付け部分は、少し幅員が狭くて済むので、当然都市計画決定の変更が必要となる。それについても、本年度協議をしていこうと考えている。上部東西線についても、街路事業・地方道事業などにより協議が必要となる。

市長 他に何か質問等あるか。ないようなら、新しい方針はこのように決定とする。なお、慈光園、金子公民館、北中体育館、高津消防分団詰所についてはこの4年間で改築すると、いろいろな場で言っているのだから、工程表や計画表を作って実現できるよう取り組んでもらいたい。知恵をしばり、財源も各部署で確保してよろしく願います。  
では、次の議題に移る。

### (3) 平成19年度「創造の10年へ!5%の行政経営改革」について

市長 平成19年度「創造の10年へ!5%の行政経営改革」について、企画部から順番に、各部署の取り組みの説明をお願いします。

<企画部長から順番に、別添資料「平成19年度創造の10年へ!5%の行政経営改革実施計画(歳出)(歳入)(特殊要素)」に沿って説明>(説明省略)

市長 福祉部。歳出の老人福祉センターの指定管理委託料の減額についてであるが、指定管理制度の中で、臨時職員で対応することを理由に減額できるのか。

福祉部長 指定管理者である社会福祉協議会とは5年間の基本協定を結んでいるが、その基本協定では委託金額は記載されていなく、毎年の年度協定で、詳細な委託内容と金額を決定している。よって、今年度については、正規職員でなく臨時職員で対応するという形の契約内容としたため、その分の人件費について、昨年度より委託料の減額が可能である。

市長 何か質問等はないか。ないようなら、連絡事項に移る。

### 3 連絡事項

市長 新居浜市不当要求行為等防止対策要綱等の周知徹底について。長崎市での事件があり、また、我々にとっては日常的にも重要なものである。総務部から説明をお願いする。

<総務部長が、別添資料「新居浜市不当要求行為等防止対策要綱及び要領」に沿って説明>

<総務部長>

事前に、新居浜市不当要求行為等防止対策要綱、不当要求行為等対応要領を配布しているが、いずれも平成15年度に作成したもので、十分周知されているとは言い難い状況である。

幸い、本市では、最近、そのような事件はないが、先に市長が言ったように長崎市長の銃撃事件があり、また、滋賀県知事への脅迫事件、熊本市役所での包丁男乱入事件など、行政に対する不当要求、暴力的不当行為は後を絶たない。

よって、改めて、要綱、要領をよくお読みいただいて、統一的な対処方針のもと、組織的な適切な対応により、市民及び職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行の確保を図っていただきたい。

なお、この要綱と要領については、本日、電子掲示板に登載したので、部内会や課内会で十分周知していただくとともに、各職場での対応について、この要綱、要領をもとに検討していただきたい。また、今後、職員研修等も実施したいと考えているので、よろしく願います。

市長 何か質問等はあるか。

副市長 この件に関しては警察との関係もあり、後日、この要綱に基づいて、もう一度警察に協力要請に伺いたいと考えているので、よろしく願います。

市長 要綱の第2条で定義されている不当要求行為で、「秩序の維持並びに市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為」というのがある。暴力団とかいうのではなく、長時間拘束されて事務に支障をきたす、時間を無駄に費やす場合が多々ある。一般の市民の方についても、どの辺まで対応するのか、限度が過ぎればきちんと打ち切るとか、その辺の見極めは持っていたほうがよいのではと考える。最初は難しいと思うが、頻繁に起こるようであれば考えなければならない。回数の基準を決めるということも一つの手立てであると思う。

福祉部長 福祉部では、去年1年間、裁判ざたになるようなことがあったりいろいろなことがあったもので、このような場合の独自の要領を作成した。不当な行為を含め、とりあえず記録に留めておきなさい、部長に報告しなさい、そして部長の指示によって、例えば市長への報告とか、その後の対応をしなさいとし、独自の対応カードのようなものを作った。これらのことも、参考にさせていただければと考える。

総務部長 今福祉部から紹介があったが、要綱の他に不当要求行為等対応要領というのがある。この要領は、比較的一般論的なもので良くできていると思う。この要領を参考にし、各職場で考えていただき、福祉部のような形で対応してもらうことは、非常に有効であると考えている。ただ、あくまでも要綱が基本であることから、要綱から逸脱しない範囲でお願いしたい。なお、なにぶん平成15年に作ったもので、その後不具合な

所もあろうかと思うので、不具合な点があれば総務課に連絡いただければ、改正を含め検討していきたいと考えている。

市長

他に連絡事項はあるか。

明後日からまた連休が始まるが、休み中でも消防を含め施設関係は仕事があるので、ご苦労様ですが、よろしく願いしたい。連休が終わると議会も新しい体制でスタートされ、また、新人の議員さんもおられるので、こちらの対応方もよろしく願いしたい。

では、第2回庁議をこれで終わる。